

北谷町 広島・長崎平和学習派遣事業誓約書

北谷町長 渡久地 政志 様

北谷町 広島・長崎学平和習派遣事業の派遣生として派遣されるにあたり、この事業の趣旨をよく理解し、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 事前学習・事後学習及び報告会等に必ず参加し、派遣終了後 3 週間以内に研修報告書を提出します。
- 2 町が主催する事業について協力依頼がある場合は、積極的に協力します。
- 3 派遣先関係者、引率者の指示や助言に従い、団体行動します。
- 4 派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意に起因した傷病、損害並びに不慮の事故、天災、異変等により生じた傷病、損害に関して一切の責任を追及しません（補償については、個人と保険会社との契約の範囲内とする。）。
- 5 派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意により他人にケガや損害を与えた場合、そのケガや損害に関して一切の責任を追及しません。
- 6 自己都合により当該事業の旅行計画をやむを得ず変更した場合は、発生する費用を負担します。

年 月 日

応募者氏名 (自筆)

保護者住所

保護者氏名 印